

【特別寄稿】

# 浄化槽行政の現状とこれから

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課  
浄化槽推進室長 山本 泰生

## 1. はじめに

浄化槽は、家庭等から発生するし尿や生活排水を微生物の力により分解する污水处理施設である。住居や施設ごとに分散して設置されることを特徴としており、長い管路を要しないため、短期間で設置できる、設置費用が安い、地震等の災害に強いなどのメリットを有している。

污水处理施設の整備に関しては、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の特性を勘案し、ベストミックスによる整備を進めていくことが肝要であり、平成26年に取りまとめられた都道府県構想策定マニュアルに基づき、令和8年度までの10年間で污水处理施設整備を概成させることとされている。

本稿では、浄化槽行政に関する直近のデータや課題について紹介するとともに、令和元年の浄化槽法改正や国庫助成制度の仕組みについて説明し、今後の取り組むべき方向性について整理をしたい。

## 2. 浄化槽の現状

### (1) 污水处理施設の普及状況

令和2年度末の污水处理施設の普及状況については、図1のとおりとなっている。污水处理未普及人口は約50万人減少し、994万人、全人口の約8%となっている。浄化槽は、約1175万人、全人口の約9%の污水处理を担っており、人口規模が小さい市町村ほど、浄化槽が果たす役割が大きくなっている。



図1 都市規模別の污水处理施設の普及状況（令和2年度末）

※東日本大震災の影響で調査不能な3市町村を除いた値。

## （２）浄化槽設置基数の推移

浄化槽の設置基数の推移については、図２のとおりとなっている。統計上初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回ったが、未だ約３７５万基もの単独処理浄化槽が残存しており、これらの転換が引き続き重要な課題となっている。

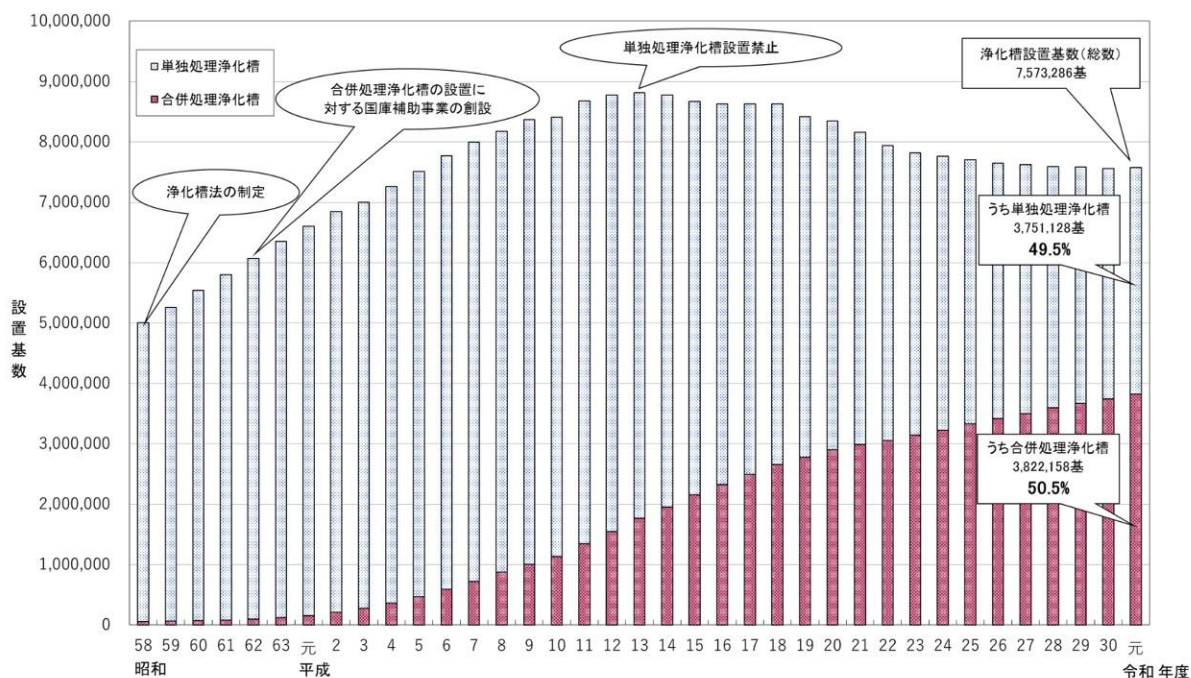


図２ 浄化槽設置基数の推移（～令和元年度）

## （３）法定検査受検率の推移

浄化槽は、設置後行う７条検査と年１回行う１１条検査の２つの法定検査を受ける必要がある。それぞれの検査の受検率については、図３のとおり、７条検査は９４．４％とほぼ全ての浄化槽が受検しているのに対し、１１条検査は、年々上昇しているものの、合併処理浄化槽では６２．２％、単独処理浄化槽も含めた浄化槽全体では４３．８％と半数にも満たない状況となっている。法定検査受検率については、都道府県間のばらつきが大きく、浄化槽台帳の整備や一括契約の推進を始め、自治体、指定検査機関、関係事業者の間の連携協力が重要な要素となっている。

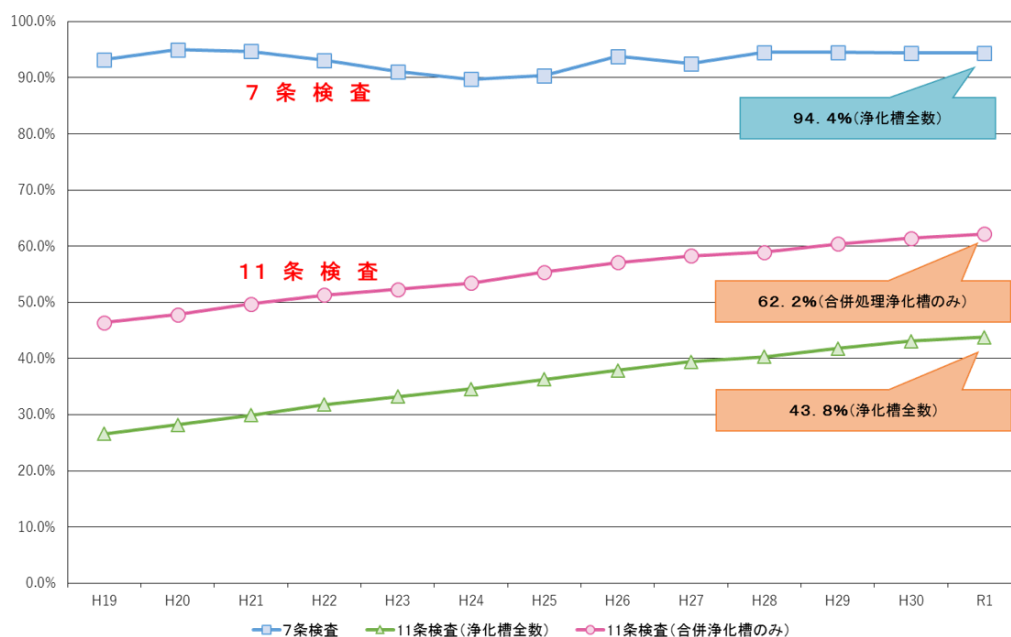


図３ 法定検査受検率の推移

### 3. 浄化槽行政の最近の課題

#### (1) 単独処理浄化槽の転換

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、現下の浄化槽行政における最大の課題と言っても過言ではない。単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約8倍の汚濁負荷があると言われており、公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与えるおそれがある。その一方で、住民にとって単独転換を進めるインセンティブが少なく、また、転換のための費用を要することがこの問題の解決が中々進まない要因となっている。

2(2)で紹介したとおり、既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約375万基残存しており、そのうち、設置後40年以上経過したものは約100万基あると推計されている。これらの老朽化した単独処理浄化槽は、破損や漏水等により公衆衛生に支障が生じる可能性があり、国土強靱化の観点から、転換を強力に進めていく必要がある。

後述する令和元年の浄化槽法改正において、特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置や市町村が計画的に整備を進めることが可能となる、公共浄化槽制度等が盛り込まれたところであり、改正法の施行を着実に進めていく必要がある。特に、単独転換推進の「切り札」とも言える特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置については、環境省では、令和2年3月に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を策定している。さらに、この指針を更に具体化し、自治体担当者にとっての判断の参考とするため、(公財)日本環境整備教育センターを中心として、「特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法に関する手引き」が取りまとめられている。

また、予算制度においても、単独処理浄化槽の転換に伴う宅内配管工事等を助成対象とするなど、単独転換に重点化する等の対応をとっている。

#### (2) 公共浄化槽

市町村自らが市町村の財産として浄化槽を個人宅に設置し、住民から適正な料金を徴収することにより、市町村の公営企業として維持管理を実施する「市町村整備推進事業」については、平成6年の事業創設以降、計300市町村において実施されている。そのうち、172市町村は令和元年度末時点で整備事業を実施している。後述する令和元年の浄化槽法改正において、公共浄化槽に関する規定が設けられたことに伴い、「公共浄化槽等整備推進事業」と名称を変更している。(事業の概要は図4のとおり。)

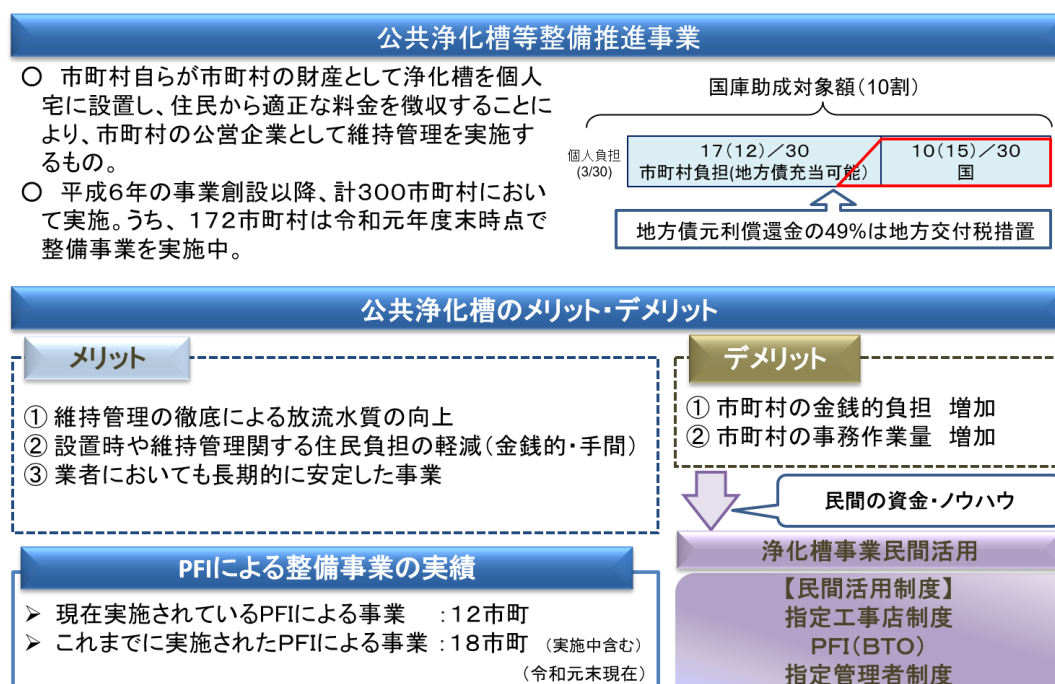


図4 公共浄化槽等整備推進事業の概要

この事業のメリットは、市町村が維持管理を行うことによる放流水質の向上、設置時や維持管理に関する住民負担の軽減、市町村は計画的に浄化槽整備を進めることができ、事業者にとっても長期的に安定した事業となること等が挙げられる。他方、市町村における金銭的、事務的な負担が増えるというデメリットもある。こうしたデメリットを解消するため、PFI等の民間企業の活用等が行われている。

### （３）浄化槽の強靱化、長寿命化、防災対策

政府全体として、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進を柱として、令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を実施することとされている。

こうした動きを踏まえ、浄化槽については、前述のとおり、老朽化した単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくための取組を行うとともに、被害対策マニュアルの改定を行った。さらに、公共浄化槽に係る「浄化槽長寿命化計画策定マニュアル」を作成し、令和３年４月に公表している。令和３年度予算から、計画策定や計画に基づく改築を循環型社会形成交付金による助成対象として追加している。

### （４）浄化槽台帳システムの整備等

#### ①浄化槽台帳システムの整備

浄化槽台帳システムとは、行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、そのほか浄化槽関係者からの情報を整理し電子データ化したデータベースとそれを管理するシステムで構成されたものである。システム化に向けた取組は進んでいるものの、過去に蓄積した情報（設置・維持管理等）が紙ベースや複数の電子ファイルに分かれて保存されている、データの更新が不十分で設置基数、管理状況等が正確に把握できていない、無届浄化槽、廃止済み浄化槽が十分把握できていない、関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない等の課題がある。

令和２年度に行った調査では、都道府県では、約１７％が台帳未整備、システムによる台帳管理を行っているのは約４７％となっており、市町村では、約３４％が台帳未整備、システムによる台帳は約１７％にとどまっている。

浄化槽の単独転換対策、適正な維持管理の確立及び災害対応力の強化に向けた情報整理・更新・精査が効率的に行えるようにするためには、行政による浄化槽台帳整備が必要であり、令和元年の浄化槽法改正において、浄化槽台帳の整備が都道府県等に義務づけられた。

環境省では都道府県等における台帳システム整備を支援するため、自治体が行う台帳システムの改修や維持管理情報の電子化等の費用に対して助成を実施するとともに、令和２年度に環境省版浄化槽システムの作成を行い、令和３年４月に、自治体への同システムの配布を開始した。こうした取組により、法定検査受検率の向上、無届浄化槽や廃止済み浄化槽の把握等による維持管理の高度化、災害対策への活用を実現していきたい。

#### ②遠隔監視等

令和２年７月に、「環境省は、遠隔監視技術を用いた大型浄化槽の保守点検回数の見直しについて、技術的な検証を行い、技術的な回答を得る」として、実行計画が閣議決定された。これを踏まえ、令和２年浄化槽リノベーション検討会のワーキンググループとして「浄化槽に関するデータ活用による管理の高度化に関する検討WG」を立ち上げ、検討を実施し、一部の流量調整槽が設けられた中大型浄化槽について、遠隔監視を行った場合の保守点検回数の特例について、結論を得た。



### （５）脱炭素化に向けた取組

2050年カーボンニュートラル宣言や、2030年度までの温出効果ガス排出46%削減目標を始め、脱炭素に向けた動きが強まる中、浄化槽においても、こうした取組が求められている。

家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み、省エネ化が推進されており、小型浄化槽の全出荷基数中の約9割は2013年度比26%削減に対応した先進的省エネ型浄化槽となっている。

一方で、集合住宅、店舗、医療施設等に設置されている中大型浄化槽（51人槽以上）については省エネ化の対応が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中の先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。

こうした状況を受け、環境省では、平成29年度より省エネ型浄化槽の導入に対する支援を行い、エネルギー効率の低い旧構造基準型等の浄化槽に対して、省CO<sub>2</sub>型の高効率ブロワ等への改修や先進的省エネ型浄化槽への交換を推進しているところ。年々着実に支援実績が増加してきており、削減効果の高い案件も増えている。引き続き省エネ化を推進するとともに、浄化槽における再生可能エネルギーの活用にも取り組んでいく必要がある。

### （６）浄化槽の国際展開

図5のとおり、浄化槽の輸出基数は近年増加している。浄化槽は日本で高度に発達したシステムであり分散型汚水処理の手段として着目されている。都市部や農村部のし尿・汚水の適正処理による公衆衛生の向上、病院排水の適正処理による感染症対策に貢献することができる。環境省では、国内浄化槽関連企業を後押しすべく、現地国での浄化槽技術、性能評価制度、維持管理方法等の知見共有等を実施することで浄化槽の国際展開を支援している。

具体的には、分散型汚水処理に関するワークショップを毎年開催し、日本の法制度や規制、経験等を共有している。また、浄化槽セミナーと現地調査を毎年2～3か国程度実施し、相手国ステークホルダーへの浄化槽の周知と国内浄化槽関係企業の海外展開を後押ししている。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、現地でのセミナーを当面実施することが困難である状況を踏まえ、今後の国際展開の戦略づくりを進めている。

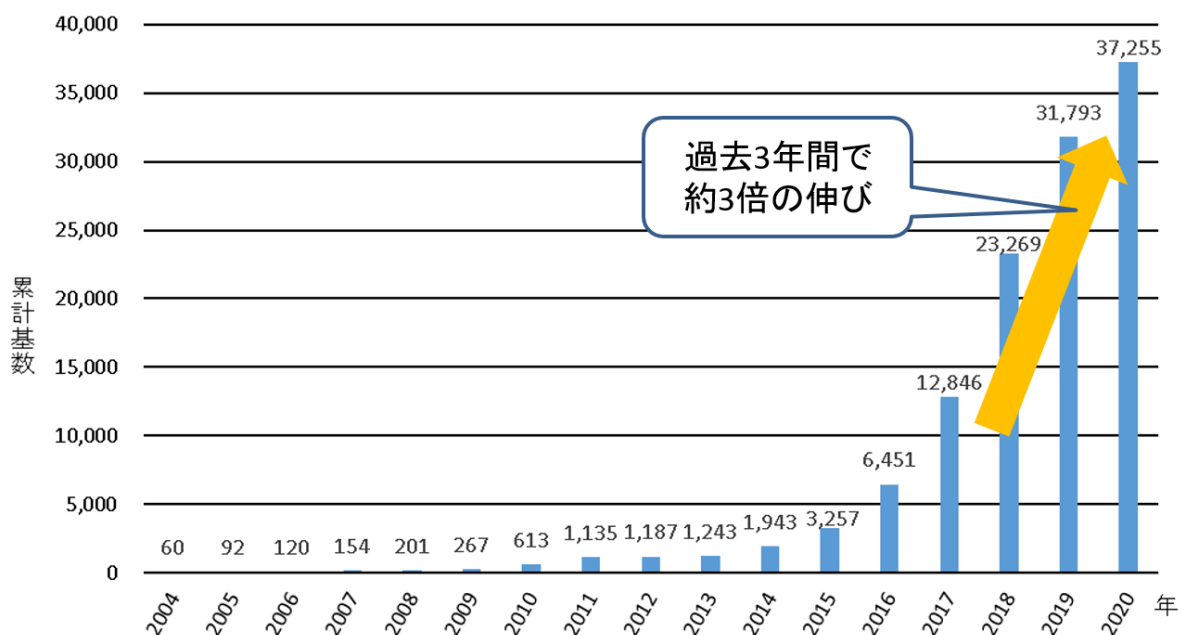


図5 浄化槽輸出基数の推移 【年毎の累計】

## 4. 改正浄化槽法

### (1) 改正の背景

3 (1) で述べたように、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が最大の政策的な課題になっていたものの、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換はなかなか進まず、法改正前の平成30年度末で約381万基残存し、その中でも旧構造基準の浄化槽で設置から40年が経過したものも約100万基あると推計され、老朽化が進行することにより漏水や破損等の問題も散見されるように早急な転換が必要なものも出てきた。また、法定検査の受検率は約40%に止まり、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査の受検率の向上と浄化槽の管理の指導強化向上をさせていく必要が増してきた。

政府においても、平成30年6月に閣議決定された「骨太の方針」や「成長戦略」に汚水処理リノベーションとして位置づけるとともに、同年6月に閣議決定を行った改定廃棄物処理施設整備計画においても、宅内配管工事を含めた単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽台帳について位置づけたことを受ける形で、全国浄化槽団体連合会や全国浄化槽推進市町村協議会から、同年8月の概算要求前に、単独処理浄化槽の転換に関して宅内配管工事への助成制度の創設と併せて老朽化して緊急性の高い単独処理浄化槽の転換義務化の要望が提出された。

これらの要望について、自由民主党や公明党の国会議員にも要望がなされ、環境省の宅内配管工事への助成対象の拡充等に関する予算要求を実現すべく後押しするためにも、浄化槽法を議員立法で改正していこうという流れになった。その後、超党派の実務者協議を通じて、各党にも広くご理解いただいて、令和元年の通常国会において、浄化槽法の改正案は賛成多数で成立した（改正法の概要は図6のとおり。）。

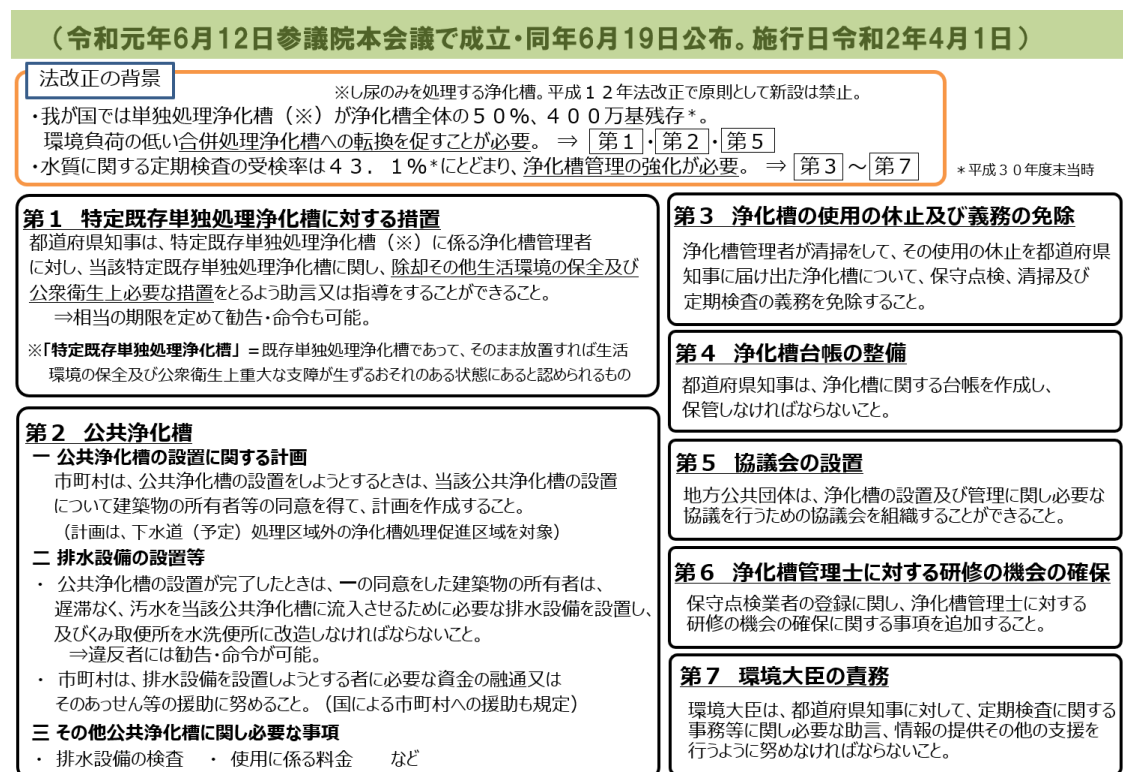


図6 改正浄化槽法の概要

その後、改正法が令和2年4月1日から施行されることとなったことを受けて、改正法の具体的な内容について検討することを目的として、環境省において、学識経験者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「浄化槽リノベーション推進検討会」で審議を行い、改正法において省令に規定するよう委ねられた事項や周知すべき事項、緊急性の高い単独処理浄化槽の判定の参考となる技術的事項等について議論を行い、パブリックコメント

の手続を経て、同年末に、施行に向けた対応方針としてとりまとめた。この対応方針を受けて、環境省において、省令改正などの準備を進めて令和2年2月7日に改正省令の公布を行った。

## （２）改正の内容

### ①単独処理浄化槽の転換等の浄化槽整備に関する事項

#### i) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽（特定既存単独処理浄化槽）の浄化槽管理者に対し、都道府県知事は、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう指導及び助言をすることができることとされた。また、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認める場合においては、除却その他必要な措置をとることを勧告することができることとされるとともに、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた。さらに、当該命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとされた。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに当たっては、改正省令に根拠を置く特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針によることとしている。

今後、この規定に基づき、都道府県知事が浄化槽管理者に対して単独処理浄化槽の転換を指導・助言し、浄化槽の転換工事を円滑に進めるためには、市町村に、環境省の宅内配管工事に対する補助制度を活用していただくことが重要である。一部の都道府県においては単独処理浄化槽から浄化槽への転換に関する市町村に対する財政支援にすでに取り組まれているところもあるが、これらの都道府県の取組とも連携して管内の市町村に宅内配管工事に対する補助制度を活用いただくように取り組む必要がある。

#### ii) 浄化槽処理促進区域の指定

市町村は、市町村の区域（下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち、自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができることとされた。下水道事業では予定区域が法律で位置付けられているが、今後は公共下水道と併存する意味でも、それ以外の地域を積極的に「浄化槽処理促進区域」に設定していくことが望まれる。その上で、整備のツールとして公共浄化槽を選択するのか、あるいは個人設置型浄化槽整備事業を選択することになる。

浄化槽処理促進区域は、自然的経済的社会的条件の考え方からすると、都道府県構想に示す浄化槽整備区域に含まれることから、市町村は、その区域指定に当たって都道府県構想と整合を図るように行う必要がある。また、下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域について、自然的経済的社会的諸条件から都道府県構想の見直しがあり、浄化槽による汚水処理が適切とされた場合には、下水道法の区域見直しの手続を経た上で、浄化槽処理促進区域として指定する必要がある。

#### iii) 公共浄化槽制度の創設

浄化槽が本来の処理性能を発揮し、汚水の適正な処理を図るためには、浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われている必要がある。市町村が設置主体となることで、維持管理が徹底され良好な放流水質を確保できることや設置に関する住民負担の軽減にもつながるメリットがあること、また、市町村が面的な浄化槽の整備を進めることで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進めやすくなる特長を生かし、平成6年より浄化槽市町村整備推進事業を実施しているところであるが、浄化槽法における位置づけがなく、

排水設備の設置の義務や、他人の土地に排水設備を設置する場合の扱いなどの法的な整理がなされていなかった。

このため、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、市町村が作成する設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び地方公共団体以外の者が所有する浄化槽であって市町村が管理するものを公共浄化槽と定義し、公共浄化槽制度が創設された。設置計画を作成しようとするときは、あらかじめ、浄化槽を設置することについて、土地の所有者及び建築物の所有者の同意を得なければならないこととされ、排水設備の設置やくみ取り便所の水洗化に関する義務付け等を行うこととされた。

市町村が公共浄化槽を設置する場合には、浄化槽は分散型污水处理施設であることから各戸設置が基本である。自然的経済的社会的観点から、各戸設置型浄化槽で整備すべきエリアにおいては、各戸設置の浄化槽整備を行うことになる。一方で、狭小家屋が密集する等の地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの。）も組み合わせる柔軟に整備を進め、污水处理未普及解消に努めることが望ましい。

環境省としては、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の浄化槽への転換を市町村の意思でより積極的に進めることができる市町村設置事業を重視していたところであるが、この公共浄化槽制度を創設することも契機として、さらに地域内でPFI等の民間活用や共同浄化槽と各戸設置浄化槽も組み合わせた地域の特徴に合わせた柔軟な整備手法をとることにより、予算制度も活用して効率的な公共浄化槽整備を進めべく取り組んでいきたい。

## ②浄化槽の管理に関する事項

### i) 浄化槽台帳の整備

浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や定期検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、都道府県知事は浄化槽台帳を作成することとされた。

都道府県知事は浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し情報提供を求めることができることとされたことから、都道府県は、定期検査のみならず保守点検、清掃の情報についても市町村や協議会等を通じて情報収集する必要がある。併せて、都道府県は、整備した浄化槽台帳に基づき、定期検査の受検の指導や管理状態の悪い浄化槽に対する指導を市町村と連携して実施するとともに、特定既存単独処理浄化槽となり得る浄化槽の把握を行い、必要な措置を講じることになる。

省令で定める浄化槽台帳の記載事項については、浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や定期検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、設置情報のみならず法定検査や保守点検・清掃の実施状況（透視度や悪臭等の水質関連情報含む）に関する情報も含めることとした。指定検査機関、保守点検業者や清掃業者からも情報を収集していく体制整備が必要となるとともに、最新の情報を更新するシステム化も必要となる。

浄化槽台帳整備に当たり、改正法施行当初は対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関からの情報収集体制の整備や管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については改正法施行から3年を目途に整備することを求めることになる。

浄化槽台帳システムは様々な浄化槽関係団体が地域ごとに取り組んでいるが、既存の浄化槽台帳システムを省令等が求める内容に改修する場合や、新たに台帳システムを整備する際に浄化槽関係情報を電子化する場合にそれらの費用に対して助成する制度を令和元年度補正予算より補助対象に追加している。また、台帳システム



をダウンロードして活用できるように環境省がその基盤整備を行い、令和3年度から環境省版浄化槽台帳システムを自治体に配布しているところである。それぞれの取組を尊重しつつ、統一的な台帳システムの整備を進めた上で、将来的にはビックデータ解析を行い管理の高度化等の新たな政策展開にも活用していくように取り組んでいきたい。

#### ii) 使用の休止届出の創設

浄化槽管理者は、浄化槽の休止に当たって清掃をしたときは、その使用の休止について都道府県知事に届け出ることができることとされ、当該浄化槽については、使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除することとされた。

浄化槽の使用休止手続に関する清掃の要件化については、休止前に槽内の汚泥について清掃することが衛生面で必要ではないかということで位置づけられたものである。

#### iii) 協議会

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとされ、協議会において合意された事項については、協議会の構成員は当該協議結果を尊重しなければならないこととされている。

改正法施行前においても、行政と浄化槽関係団体とで任意の協議会が設置されており、浄化槽の適正な維持管理や合併処理浄化槽の普及促進等のため重要な役割を果たしてきたところである。改正法の趣旨を実現するためには関係者が一体となって取り組むことが重要であり、法律上協議会を位置づけることとされた。

改正省令において、都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が、地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとしており、都道府県及び市町村が、関係地方公共団体、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者その他の多様な意見が反映されるよう、管内の関係団体と協議して、地域の実情に応じた協議会の組織に努めるように取り組んでいく必要がある。

#### iv) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

浄化槽については、近年の社会的な要請から処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要であることから、保守点検業者の登録に関する条例に定めるべき事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加された。改正法の趣旨に鑑み、浄化槽保守点検を業とする者の登録に関する条例や規則において、登録する保守点検業者に設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるように取り組む必要がある。

条例や規則においては、浄化槽保守点検業の登録の申請書の添付書類として浄化槽管理士の研修の受講証明書等を求めること、登録の申請書に登録の有効期間における研修計画を記載させること、保守点検業者の遵守事項として登録の有効期間ごとに1回以上の受講を義務づけること、浄化槽管理士証に研修の受講年月日を記載すること等の措置を講じることで、研修の機会の確保がなされるものと考えられる。

#### v) 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこととされた。

## 5. 令和3年度の浄化槽設置に係る国庫助成制度

改正浄化槽法の施行を受け、令和3年度においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域の指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進について更なる推進を図ることとしている。

併せて、国土強靱化に備えた公共浄化槽の長寿命化への支援、配慮が必要な特定地域への環境配慮・防災まちづくり事業の適用拡大等について、補助メニューの見直しを行っている。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等が実施する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修等に対して国庫助成を行う。

### (1) 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

令和3年度当初予算額 8,613 百万円（令和2年度補正予算額 1,000 百万円）

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を推進するための交付金。概要は図7のとおり。

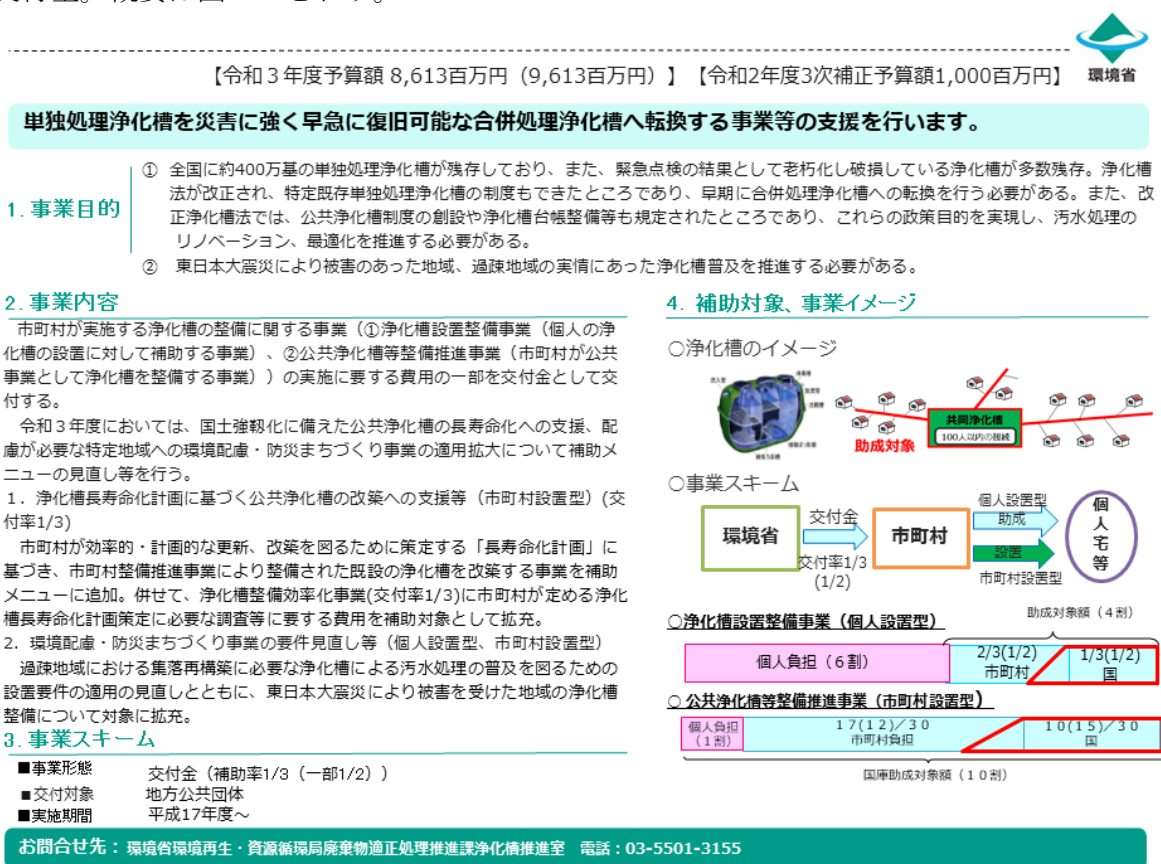


図7 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）の概要

### (2) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業（エネルギー対策特別会計）

令和3年度予算額 1,800 百万円

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図る。概要は図8のとおり。

浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

### 1. 事業目的

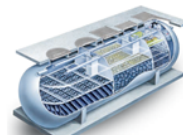
既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

### 2. 事業内容

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO<sub>2</sub>型の高度化設備（高効率プロフ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（プロフを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

### 4. 補助内容

- 省エネ型浄化槽システム導入支援
- ・浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



・大型浄化槽の機械設備の例



（高効率プロフ）



（スクリーン）



（インバータ制御装置）

### 3. 事業スキーム

|       |                  |
|-------|------------------|
| ■事業形態 | 間接補助事業（補助率1/2）   |
| ■補助対象 | 民間事業者・団体、地方公共団体等 |
| ■実施期間 | 平成29年度～令和3年度     |

お問い合わせ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

図8 省エネ型浄化槽システム導入推進事業の概要

## 6. 最後に

以上のように、浄化槽行政の課題、令和元年の浄化槽法改正の内容、浄化槽設置に係る国庫助成の概要等について概説してきたが、浄化槽を巡る喫緊の課題は、やはり汚水処理未普及の解消である。

環境省としては、本稿で紹介した改正法や予算制度など、様々な政策ツールを総動員しながら、更なる浄化槽の普及や維持管理の向上に努めていきたい。